

令和6年あきる野市農業委員会 2月総会議事録

令和6年2月26日（月）午後1時00分、令和6年あきる野市農業委員会2月総会は、秋川ファーマーズセンター、研修室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、橋本和夫、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、松村敏郎

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第4号議案 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について |
| 第5号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第6号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

開会 午後1時00分

(事務局長) それでは定刻になりましたので、ただ今から、令和6年あきる野市農業委員会2月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。今日もお忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、今月は農業者大会に皆さまご出席いただきまして、ありがとうございました。そして、翌週は農ウォークで担当の委員の方、職員の方、どうもありがとうございました。無事、好評で終わることができて非常に良かったと思います。また、今回はかなり案件が多くありまして、いろいろ委員さんも見に行っていたいたり、事務局の方もこれをまとめるのも大変だったと思うのですが、どうもご苦勞様でございました。それでは早速始めたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(事務局長) 続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、2月15日に「第65回東京都農業委員会・農業者大会」が開催されました。また、2月17日に「あきる農を知り隊 農作物の収穫体験」が開催されました。両日共に多くの委員にご参加をいただき、滞りなく終了いたしました。ご参加いただき、ありがとうございました。諸報告は以上です。本日の署名委員は武田委員と平野委員となります。よろしく申し上げます。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく申し上げます。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受159について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和6年2月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受159 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受159について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。収受159について説明をさせていただきます。19日に私と山崎勇委員と事務局の3名で現地を調査してまいりました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地は今、全て耕耘されていて、草も全くない状態で、すぐに次の作付けができる状態になっておりました。当日は〇さんと息子さん夫婦の3名で現地で立ち会っていただき、お話を伺ってまいりました。〇さんのご自宅が当該地のすぐ東隣になりますので、自宅からすぐの畑ということで、3名で自家消費用の野菜をいろいろ作りたいというお話でございました。面積も狭いですし、耕作も問題なく行えるのではないかと思います。以上でございます。よろしく申し上げます。

(議長) ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(平野委員) この方達は兄弟なのでしょうか？

(事務局) いいえ、ご兄弟ではありません。ご近所に住んでいらっしゃるだけです。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受159について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受162についてですが、こちらは第2号議案、経由5との関連案件となりますので、一括して審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書1ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受162 朗読)

続きまして、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和6年2月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・経由5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受162、および経由5について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。2月21日に長濱委員、事務局と私の3人で現地調査に行っていました。地図は13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況としましては、〇〇〇-〇の北半分は下草が刈られて、耕耘をすればすぐにでも耕作できるような状態でした。あと、約20本ぐらい梅の古木がありまして、これはこの案件が通れば抜根して開墾していくというような話を聞いております。〇〇さんは皆さんご存知の通り新規就農者で一生懸命やられている方でございます。あと、個人的に思うのですが、この地に根付いて農業で生計を立ててやっていこうという覚悟が見られるような案件になりますので、農業委員ならぜひ応援していただけたらと個人的には思います。以上です。

(議長) それでは、補足の説明と、経由5の転用理由書の説明を、事務局お願いします。

(事務局) はい。第2号議案の農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、先ほど平野委員にご説明いただいた場所に、〇〇さんがご自身の農家自宅を建てるということで申請がありました案件となります。転用理由書が提出されておりますので、読み上げます。

(転用理由書 朗読)

以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、各議案ごとにお諮りいたします。収受162について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議

ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、経由5の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを相当と認める意見を付して進達する事に、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、収受163について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受163 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受163について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。21日に堀江委員と事務局1名、計3名で現地を見て来ました。地図は14ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現在コンクリートでハウスを建てる準備をしております。近々ハウスが建てられるような話も聞いておりますので、よろしく願いいたします。

(議長) 続いて、補足の説明を、事務局お願いします。

(事務局) はい。こちらは〇〇さんが、シイタケ栽培用のハウスを設置するものとなっております。現在コンクリートを打ってあったり、砂利敷き等の設置がありますが、こちらは農地法第43条に規程がございます、農作物栽培高度化施設というものの要件を満たしておりますので、今回こちらは農地転用の手続きをせずに、農業用ハウスが設置ができるものとなっております。以上となります。

(議長) ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(田中委員) あの、キノコの栽培は菌床ですか？原木ですか？

(事務局) 菌床になります。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、収受163について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受164について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受164 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受164について、担当の田中委員、説明願います。

(田中委員) はい。収受164ですが、2月20日に私の方で現地を見させていただきました。地図は15ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑につきましては、秋川に向かって緩やかな南斜面になります。現在耕作はされておりませんが、草もきれいに刈られて、柿の木が数本点在しておりますが、整地して耕耘すればすぐにでも畑として使えるという所でございます。私はこの方を昔から知っていきまして、譲渡人でありまして△△さんのお兄さんがここに1人で暮らしていきまして、その頃は畑として管理されていた場所と記憶をしております。それから、この現地の下に、●●●●●●●●●●●●●●●●とありますが、ここにつきましては、譲受人の○○○○さんの父親である○○□□氏がこの●●●●●●●●●●の経営をしており、この土地を購入後はここで育てた野菜を来客者に提供したい、ということをお話していきまして。また譲受人の○○○○さんですけど、●●の職員でもございまして、休日には自分でも畑を耕作していきまして、農業に対しては非常に熱いものを持っている方でございますので、特に問題はないと考えていきまして。説明は以上です。

(議長) ただいま、事務局と田中委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございましてか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、収受164について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございましてせんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受165について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受165 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受165について、担当の田中委員、説明願います。

(田中委員) はい。収受165ですが、地図は16ページをお開きください。同じく2月20日に私の方で現地を見させていただきました。

(現地案内図 説明)

譲受人は現在ここで●●●●●●●●●●●●●●●●という観光施設を運営していきまして、この施設に隣接した北側の土地になります。現地を確認したところ樹齢50～60年経っているような梅の木が7、8本、現在植わっている状況でございます。それを伐採抜根いたしまして、そこにブルーベリーの栽培をすると聞いていきまして。この地域の他の場所でも畑をやっていきましてるので、特に問題はないかと考えますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

(議長) ただいま、事務局と田中委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございましてか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、収受165について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございましてせんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。相続税の納税猶予に係る農地等の

引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和6年2月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。それでは番号1について、説明をいたします。畑は3筆ございます。それぞれご説明いたします。地図は17ページをお開きください。2月20日に現地確認をいたしました。

(現地案内図 説明)

まず、○○○○-○についてですが、ちょうどこの畑の北側がご自宅でございます。現地につきましては、ネギ、ホウレンソウ、タマネギ等が良好に栽培されている所でございます。続きまして、△△△△-△でございますが、こちらはノラボウ菜が栽培されているのと、ビニールハウスが1棟ございます。その他果樹といたしましては、柿、カリン、キウイフルーツ等が栽培されております。続きまして、□□□□ですが、こちらはブロッコリー、ハクサイ、キャベツが栽培されております。いずれにつきましても良好に耕作をされている状況でございます。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書5ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。2月20日に事務局1名、佐藤委員と私の3名で現地調査に行っていました。また、今日、ここに来る前にもう一度現地に行っていました。地図はまず18ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

田んぼが●●分と●●分とありますが、今回は私の方で全部説明をさせていただきます。まず●●分の4筆ですが、ここは全部田んぼです。よく耕耘されている状態になっています。●●分の7筆ですが、田①だけ、ちょっと青い草がある、耕耘されていないというような状態と、田②は隣が篠の畑になっていまして、その篠が入って来ているというような感じですけど、良く伐採はされています。ここでユンボが直ったということなので、田植えの時期までには耕耘ができるかと思えます。現在はきれいになっていました。続いて19ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず畑①、ここは露地のブルーベリー、それとハウスが2棟建っているのですが、1棟はトマトの植え付けをしています。ちょうど植え付けをし始めたところでした。その隣のハウスなんですけど、耕運機等が入っている物置なので、今日、それを見て来ました。まだ片付いていません。畑②の所にはヤギ小屋がありまして、見た感じだと3頭ぐらいだと思います。畑③、畑④にはハウスが4棟建っていますが、1棟はグランドカバーを今までやっていたのですが、それを片付ければハウスとして利用できるかと思います。ユンボを所有しているので、それが直ったということなので、何とかやってくれると思います。その隣は柿の木でまだ草が生えてないのですが、柿の木の周りはヤギの餌ということで、とりあえず作物は作らないということです。今回、本人とも20日の夜に会って話をしたのですが、ユンボが直ったのでやるよというお話でしたが、今日確認に行ったところ、雨が降って作業ができなかったようで、トマトが植え終わったら動き始めるかなという状態です。最後ですが、畑⑤、ここはハウスが4棟建っていると、露地もあって、露地にはノラボウ、これは出荷できるようなノラボウでした。一番手前のハウスについてもノラボウで、これはよくできていました。あとの2つのハウスは春作の準備ということで、今後耕耘すれば何とかなるかと思います。もう1つのハウスについてはイネ科の植物で、その植物が何か私も良く分からないのですが、本人に聞いたところ、これはヤギの餌だということで、確認を取ってきました。全体的には●●のハウスの中が片付けば何とかなるかなというような状態なので、本人には片付ける気持ちがあるということで、ご協力をお願いしたいと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(平野委員) この、畑②に隣接している土地は〇〇さんの土地ですか？ここは納税猶予はかかっていないのですか？

(小川委員) ここは加工場と自宅と言っていたと思うのですが・・・

(事務局) ここは生産緑地でもなく、納税猶予もかかっていません。普通の宅地ということで使われています。使い方としては、今、小川委員から説明のあったとおり、住居兼作業場というような形になっています。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第4号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。農業相続人に係る納税猶予の特例を受けている農地等については、次のとおり農地として使用していることを確認する。令和6年2月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る21日に堀江委員と私と事務局、計3名で現地を見てまいりました。地図は20ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇は植木が植わっています。半分ぐらいは耕耘が入っていたようですが、残りの部分はちょっとまだ植木の整理がされていないような、片付けの途中のような状態でした。また、△△△-△の方ですけど、ハウスの周りにコンテナが置いてあり、こちらもう少し片付けてもらいたいという気もしますが、これから作業していただければと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようなので、番号1について、自ら農地として使用していることを確認する事に、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書6ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは番号2について、報告をさせていただきます。地図は21ページをご覧ください。2月19日月曜日に議案書を受け取って、私の自宅のすぐ近くですので、当日に現地調査を私1人で行ないました。

(現地案内図 説明)

凹型の土地ですが、へこんだ部分は元高圧線の鉄塔がありました跡で、払い下げを受けて、現在は一体的に作付けされています。道路側にはネギ、タマネギ、コマツナ、キャベツ等の自家消費野菜が作られています。北側には柿の木、ミカン、栗、柚子、梅の果樹が植えられています。作付けされていない部分も若干ありますが、その部分についても耕耘されており、農地として使用されていると確認いたしました。私からの報告は以上です。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号2について、自ら農地として使用していることを確認する事に、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書7ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3の線路より南側の部分について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。それでは現地調査の報告をさせていただきます。地図はまず22ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

こちらの田んぼは4筆全て耕耘されていて、作付けできるような状況にはなっております。続いて23ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

道に入ったすぐの所に〇〇〇〇-〇がございます。こちらは狭い面積で、タラノキだったと思いますが木が植わっていて、下草の方は処理されていまして。その道をずっと奥の方に行きまして、一番奥の△△△△、これは●●●との行政境の近くの所になります。こちらも下草が良く刈られている状況でございました。少し手前にある残り4筆ですが、これらはみんな栗、今までは植わっていなかったのですが、栗の苗木をここで、最近1年ぐらいの間に植えたのではないかという、栗が植え付けられていまして。下草の方も一応きれいに刈られていまして。今までちょっと手がついていないような感じに見受けられる所も多々あったのですが、今回は使う意志があるのか、栗が植えられて、この先使うんじゃないかなというようなところが見えました。私の報告は以上です。

(議長) 続きまして、番号3の線路より北側の部分について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。それでは線路より北側の部分の報告をさせていただきます。地図は20ページをご覧ください。先日22日に松村委員、事務局と3名で現地確認に行っていました。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇については、一部ノラボウ等が植わって、他の部分はきれいに耕耘されて、いつでも使用できる状態になっていました。△△△-△につきましては、東京都の委託苗と思われるサツキが全面にきれいに植えてあり、樹高等もしっかりしてあり、問題ないと思います。□□□-□につきましては、問題なくきれいに耕耘されたばかりで、いつでも使える状況になっており、全て問題なく使用されているようです。以上です。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員、堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号3について、自ら農地として使用していることを確認する事に、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、自ら農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書8ページ目をご覧ください。第5号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和6年2月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) はい。それでは報告いたします。2月20日に私1人で現地を調査しております。地図は24ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現況ですけれども、相続前は自家用の野菜を作っていたようですが、相続後は近所の人に話をお聞きしましたが、相続人である申請者、〇〇△△さんが年に1,2回ほど来て、草刈りをしているような状況です。主たる従事者の〇〇〇〇さんですけれども、私も留原に住んでおりますので、畑をやっている姿はよく見ております。また五日市ファーマーズセンターの会員になっておりまして、農地以外に竹林が2つありますけれども、こちらから採れるタケノコであるとか、オクラを一昨年まで出荷していたようです。こうしたことから、〇〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったと考えられます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第6号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書9ページ目をご覧ください。第6号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和6年2月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第6号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。同じく2月21日に堀江委員と私と事務局、計3名で現地を見て来ました。場所は14ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

ここはネギが今まで作ってあって、もう収穫は終わっておりました。1回耕耘してちょっと草が生えているようですが、一昨日〇〇さんに会ったのでお話を伺いましたら、ここは今度はコマツナを植えるそうで、なるべく早めにもう1回耕耘するそうです。以上です。

(議長) ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号2についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書9ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。同じく松村委員と事務局と3名で現地確認をしまいいりました。地図は25ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

細長い畑で、一部まだニンニク等が植わっているようなのですが、他の部分は耕耘すればすぐに次の作付けができる状態になっております。現状、問題なく使用されておりますので、ご審議の程よろしくお願いいいたします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号2の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは、〇〇委員に入っております。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書10ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る2月20日、現地を単独で確認をいたしました。場所につきましては、26ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑には一面ブロッコリーが栽培され、すでに収穫は終えているようです。特に問題はないと思いますが、ご審議の程よろしくお願いいいたします。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号3の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書10ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) はい。2月19日に栗原委員と事務局と私の3人で現地を調査いたしました。地図は27ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況ですけれども、上側の4筆は一体となった東向きの斜面になります。その大半をヤギの飼育場および放牧場にしております。残りの3分の1ぐらいはユズが10本と梅の木が2本ほどありました。〇さんとちょうど話をいたしましたが、〇さんは主にヤギの飼育とチーズを作っております。現在、調査に行った時はヤギは25頭ということでありましたが、年間多い時ですと40頭ほどを飼育しているということでありまして。あと、この手前の方に〇〇〇番、△△△番がありますが、こちらもちろん急斜面ということで、合わせて●●坪ほどの小さな面積ですが、一帯として借りて欲しいということで借りている土地ということでありまして、なかなか活用するのが難しい土地ということでした。以上よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号4の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書10ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明させていただきます。2月22日に私1人で現地調査に伺いました。地図は28ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

圃場は縦に細長い土地なのですが、手前と奥に分かれておりまして、手前が秋作のカボチャが片付けた跡がありまして、奥の方はきれいに耕耘されておりまして、夏頃にはトウモロコシが作付けされておりました。全体的に石が多めの畑と言われておりまして、作物を選ぶかも知れないのですが、その点は借り主の〇〇さんの息子さんに伺いまして、作付けの予定などをお聞きしたところ、まずはトウモロコシを行うということで、あとは様子を見て、サトイモやネギ

のローテーションの畑に加えられたら、とおっしゃっていました。〇〇さんはすでに多くの農地を借りて活用されていますので、本件についても問題ないと思います。以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号5の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号6についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書11ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号6について、担当の山崎健委員、説明願います。

(山崎健委員) はい。それでは番号6について、説明させていただきます。地図は28ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現在は若干草が生えていますが、2,3度耕耘すればきれいになるのでないかという程度でして、特に大きな問題はないかと思えます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と山崎健委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(大福委員) すみません。補足なのですが、借り主の〇〇さんにちょっとこの畑について伺ったところ、今年はジャガイモ、秋冬でキャベツ等を予定しているようです。〇〇さんの義理の弟さんが一緒に農業を始めるということを伺いまして、規模拡大を進めたいとおっしゃっていました。以上です。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号6の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号7についてですが、こちらは〇〇委員の関連案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書 11 ページ目をご覧ください。

(第 6 号議案・番号 7 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号 7 について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。地図は 28 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは南傾斜でちょっと段上になっているのですが、傾斜になっていることもあって、耕耘とかちょっとしにくくて、通常の畑としては少し利用しにくい所で、今までは果樹だとかお茶だとか、そういった物が作付けしてありました。現状はきれいな状態になっております。

△△△△さんは新規就農者で、昨年からやっております、現状ではトマトとかハウスでやっておりますが、拡大をしたいと言っておりますので、こちら土地も活用していただければと思います。以上です。よろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・これは段上ですか？

(大福委員) はい、段上です。

(議長) 危険ですか？

(大福委員) 転がり落ちるような感じではないので、大丈夫です。

(議長) 他にご質問ございますか？

(小川委員) あの、〇〇さんのお父さんは、今後どんどん減らしていくという状態なのでしょうか？貸すということはどういう事情なのか・・・お父さんも大分高齢になっているし、〇〇さんも一生懸命やっても難しいかなというのと、どういう状況なのかなと思ひまして。本人に聞いた方がいいのかも知れないけど。

(大福委員) 伺っている感じだと、広い面積はなかなか難しいのですが、〇〇さんご本人の話では、花とかを中心にやっていきたいと。今もハウスが一部残っていますし、畑もそれなりの面積がまだありますので、そこで花の苗、培養土も購入されているのも今ちょうど見ておりますので、精力的にそういった花を中心にやられていくようです。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号 7 の農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の 1 の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは、〇〇委員に入っております。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和6年あきる野市農業委員会2月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、3月25日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時10分